

川崎市岡本太郎美術館収蔵品（フィルム）保管業務 仕様書

1 目的

川崎市岡本太郎美術館の収蔵品（フィルム）（以下「収蔵品」という。）を適切に管理するため、収蔵品を倉庫に輸送及び保管するもの。

2 履行場所

川崎市岡本太郎美術館（川崎市多摩区柗形7-1-5）
受注者の所管する倉庫（以下「倉庫」という。）

3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日

4 業務内容

(1) 輸送

ア 輸送品

別紙1「保管品リスト」のとおり

イ 輸送時期

別紙2「輸送・保管スケジュール」のとおり

※詳細な輸送時期は発注者と調整して決定すること

ウ 人員

業務の遂行にあたっては、過去に収蔵品の輸送実績があり、十分な経験のある人員を配置すること。

(2) 保管

ア 保管品

別紙1「保管品リスト」のとおり

イ 入庫開始時期

別紙2「輸送・保管スケジュール」のとおり

※詳細な入庫開始時期は発注者と調整して決定すること

ウ 保管面積

別紙1「保管品リスト」の収蔵品が格納可能な面積

床に直置きはせず、棚に保管すること

エ 倉庫立地

①ハザードマップの浸水想定区域外（浸水0m）であること

②川崎市岡本太郎美術館（川崎市多摩区柗形7-1-5）より概ね30km以内にあり、かつ東京都、神奈川県内にあること。ただし、発注者の要請により2日以内に

東京都、神奈川県内の倉庫に輸送できる場合は、関東圏内の倉庫に保管することも可とするが、輸送中も保管環境と同様の温湿度管理を行うこと。なお、輸送に関する一切の費用は受注者が負担する。

オ 倉庫の規格等

- ①倉庫業法上の1類倉庫であること
- ②24時間の温室度管理（別紙1「保管品リスト」のA：温度10～25℃、湿度30%～65%、B：温度2～5℃、湿度30%～40%）がされていること
- ③別紙1「保管品リスト」のBの保管場所については、入出庫時の外気温差を考慮し、ならし室完備の上、デシカント空調による全換気システムとすること
- ④遮光されており、紫外線による作品の劣化を防げる環境であること
- ⑤搬入口、荷解場、梱包場等から倉庫内に外気が直接流入しない構造や、外気の流入を抑制するための措置がされていること
- ⑥消防法等を遵守した消防用設備等を備えていること

カ 防火システム

- ①倉庫内の内装等について、非加熱性素材が使用されていること
- ②フィルムを保管する倉庫について、火災感知システム、火災報知器を有し、所在地所轄の消防署又は法令に従い、指定可燃物貯蔵取り扱いのガイドライン等に準拠していること

キ 危機管理

- ①防犯システム
 - ・24時間有人または機械警備であること
 - ・監視カメラを備えていること
 - ・カードキーによる入退室管理とすること
 - ・倉庫が位置する建物は、関係者以外が入室できないよう管理し、かつ入退出履歴を管理していること。また、有事の際には、速やかに発注者へ報告すること
- ②災害対策
 - ・倉庫がある建物は耐震耐火の基礎免震構造等であること
 - ・収蔵品を保管する棚は免震機能付きの棚等により落下防止策を講じること
- ③災害等発生時の対応
 - ・保管物の安全確認が速やかに実施できる体制であること
 - ・被害の有無に関わらず、速やかに発注者に被害状況の報告を行うこと

ク 保険

保管物への火災保険は受注者が付保すること。ただし、寄託価額は1点あたり20,000円以上とする。

ケ その他

- ①保管倉庫間の移送を行う場合については、受注者の負担と責任で行うこと
- ②ファシリティレポートを3か月毎に発注者に提出すること
- ③保管物の引き渡し時、物品預り書を提出すること
- ④保管中の収蔵品の検索や入出庫については、オンラインで24時間365日行えること。なお、費用は無償とすること。
- ⑤倉庫内に、別紙1「保管品リスト」の閲覧等ができる施設を備えること。また、発注者がその施設を使用する際は、1日につき3時間程度及び100点程度を限度として、無償で使用できること。

6 その他

- (1) 契約形態は倉庫業法に基づく寄託契約とする
- (2) TAC ベースフィルムが10万点以上の在庫数かつ10年以上の保管実績があること
- (3) 受注者の都合において、倉庫の維持管理作業等により、一時的に倉庫の保管環境を変更せざるを得ない事態が生じる場合は、事前に発注者と協議のうえ実施すること
ただし、緊急時等のやむを得ない事態が生じた場合には、受注者の判断において対応をとり、事後速やかに発注者に報告すること
- (4) 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間終了後以降においても同様とする。
- (5) 受注者が履行場所となる倉庫を指定する際、履行場所の自治体が定めたハザードマップ等に必要な対策を講じた倉庫とすること
- (6) 保管庫内で火災、水害、震災等、収蔵品を破損汚損する非常事態が発生した際には、速やかに発注者に被害状況の報告を行うこと
- (7) 仕様書に記載のない事項、発生した疑義は、発注者と協議すること
- (8) 本業務に関係のある法令、条例及び規程等は、よくこれを遵守し、諸法令への適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。
- (9) 害虫対策として、倉庫内で定期的に（半期に1回以上）害虫対策を講じていること。

別紙1 「保管品リスト」

区分	保管場所	種別	サイズ (cm)	数量 (箱)
A	定温定湿倉庫	ストレージボックス	31.5×39×5.5	80
B	冷蔵倉庫	ストレージボックス	31.5×39×8	18
B	冷蔵倉庫	ストレージボックス	31.5×39×11	6
B	冷蔵倉庫	ストレージボックス	31.5×39×5.5	1
B	冷蔵倉庫	ストレージボックス	39×49.5×5.5	11
B	冷蔵倉庫	ストレージボックス	11×26.5×37	6

※サイズは目安です。変わる可能性があります。

別紙2「輸送・保管スケジュール」

区分	輸送・入庫開始時期	輸送物	保管場所	数量(箱)
岡本太郎美術館 → 保管場所	令和8年6月1日～10日	別紙1「B」のストレージボックス	冷蔵倉庫	42
	令和8年6月21日～30日	別紙1「A」のストレージボックス	定温定湿倉庫	15
	令和8年8月21日～31日	別紙1「A」のストレージボックス	定温定湿倉庫	30
	令和8年10月21日～31日	別紙1「A」のストレージボックス	定温定湿倉庫	35
保管場所 → 岡本太郎美術館	令和11年3月21日～31日 ※2回に分けて輸送すること	別紙1「A、B」のストレージボックス	—	122